

北朝鮮の相次ぐ弾道ミサイルの発射及び核実験に抗議し、国の断固たる対応と国民の安全・安心の確保を求める意見書（案）

北朝鮮は、弾道ミサイルを相次いで発射し、8月3日には秋田県沖に、9月5日には北海道奥尻沖に落下させた。いずれも我が国の経済的な権利が及ぶ排他的経済水域（EEZ）への落下であり、付近で操業する漁業関係者はもとより国民の生命をも脅かした。また過去の安全保障理事会の制裁決議を無視して核実験を繰り返し、9月9日には今年2回目の核実験を行った。このことは国際社会の平和と安全を著しく損なう暴挙であり、唯一の被爆国である我が国として断じて容認できない。さらに北朝鮮は、この度の核実験を核弾頭の爆発実験と主張しており、搭載可能な小型化と広島や長崎の爆発規模と同程度とする分析結果もある爆発規模の威力の向上、そして弾道ミサイルの飛行距離延長は、北朝鮮による核の脅威がより現実味を帯びることを意味する。

本市議会は、北朝鮮による弾道ミサイルの発射及び核実験に対し強く抗議するとともに、今後これらの行為を一切行わないことを強く求める。

よって、国においては、関係各国と連携し、北朝鮮に対し断固たる措置を講ずるとともに、国民の安全・安心の確保に万全を期されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月29日

米沢市議会議長 海老名 悟

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
外務大臣	様
財務大臣	様
農林水産大臣	様
経済産業大臣	様
防衛大臣	様
内閣官房長官	様